

### Vol. 16 No. 73 2020年07月

#### 大気汚染防止法の一部改正が可決されました

#### 建築物等の解体等工事における石綿(アスベスト)の排出抑制

##### 目的

建築物等の解体工事において、今まで規制のなかった石綿含有建材(いわゆるレベル3建材)について、不適切な除去を行うと石綿が飛散することが明らかになりました。また、解体工事前の事前調査の見落としや石綿含有建材の取り残しなど工事に伴い石綿飛散の事例が確認されました。

この事実を受け、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付けおよび作業基準遵守の徹底のための対策を一層強化することとなりました。

第201回国会 令和2年6月5日に可決・公布され、公布日から1年以内に施行されます。

##### 概要

#### 1. 規制の拡大

今回より、石綿含有成形板等(レベル3)を含む全ての石綿含有建材が規制対象に拡大されます。

Lv1 吹付け石綿	Lx2 石綿含有断熱材等
	
天井等の耐火吹付け材	石綿含有保温断熱材
Lv3 石綿含有建材	
	
石綿含有外壁材等	石綿含有床材等

#### 2. 事前調査の信頼性確保

石綿の調査方法を法定化し、一定規模以上の建築物解体工事について、石綿含有の有無に関わらず行政への調査結果の報告が義務付けられます。詳細な方法や規模は政令などの公布待ちです。

#### 3. 直接罰の創設

隔離等の措置を行わず石綿の除去作業を行った場合、直接罰が課せられます。

(Lv3の建材については相対的に飛散性が低いことと、除去作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要のあることから、届出対象とはせず、作業基準等の対象とする。)

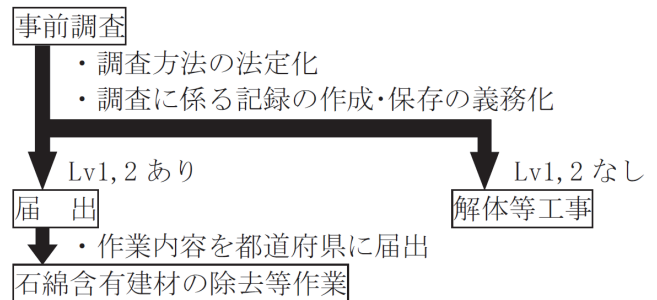
#### 4. 不適切な作業の防止

元請業者に対し、石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告、作業に関する記録の作成・保存が義務化されます。(一定の知見を有する者による作業終了の確認)

#### 5. その他

都道府県等による立ち入り検査対象が拡大されます。

国及び地方公共団体は、災害時に備え、建築物の所有者による石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすることを務めるという責務が創設されます。



#### 6. 施行日

公布の日(令和2年6月5日公布)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

事前調査結果の報告については、公布の日(令和2年6月5日公布)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

大気環境部 中島 晃宏

**編集後記** 梅雨になりましたね。今年の関東地方の梅雨入りは、6月11日ころで例年より3日遅いとのことだそうです。以前は『今日から梅雨入りです』と梅雨入り宣言をしていましたが、今では後日、『〇月〇日ころ梅雨入りしました』と変わりましたね。もともと、梅雨入りの定義が難しく、梅雨入りしても晴れた日が続くとかクレームが多く寄せられたそうです。そのようなわけで、『梅雨入り宣言』が使われなくなったそうです。では、梅雨入りの定義は？ってなりますよね。調べてみました。①晴天が二日以上続いたあと、②梅雨前線の影響で前日と本日が雨、③その後一週間の天気予報が雨または曇りなどと言われていますが、明確な定義や基準はないそうです。そのような理由から、梅雨入りの発表は暫定的であり、後日変更や取り消しもあり得るのだそうです。とはいえ、梅雨期は大雨による災害や農業や商業などの経済にも大きな影響を及ぼすので、梅雨入り情報を発表しているそうです。ひと昔前より天気予報は当たったようになって自分分は感じますが、皆さんはどうですか？

##### 業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センター・環境保全センター環境装置部・群馬営業所・茨城営業所・白河営業所は環境マネジメントシステム ISO14001:2015の認証取得事業所です。  
 環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2015の認証取得事業所です。